

開かれた市政を進めるために

情報公開制度と個人情報保護制度

平成10年4月にスタートした情報公開制度と個人情報保護制度。情報公開制度は開かれた市政を実現するため、個人情報保護制度は個人の権利利益を守るために大切なものです。昨年度の情報公開の件数と主な内容、個人情報の開示件数などを紹介します。

問い合わせは
行政管理課 ☎898-6533
情報公開コーナー ☎898-6244

■情報公開制度と個人情報保護制度

情報公開制度は、市民の皆さんの権利や行政情報を公開する権利を尊重し、本市の保有する情報の一層の公開を図るものです。これにより市政に関し市民の皆さんに説明する責務を果たし、公正で開かれた市政の運営をすることを目的としています。

昨年度の情報公開の請求・申出件数は表1のとおりです。平成19年度の89件に比べると40件の増加。非公開とした情報は、印鑑の印影や個人の氏名や住所、電話番号などです。主な情報公開請求の内容は、表2（7ページ）のとおりです。

■個人情報保護制度・プライバシーに配慮

個人情報保護制度は、市が行う個人情報の取り扱いについて必要なルールを定め、自分の情報を見たり、正しく改めたりする権利を保障するものです。

この制度は、個人の権利利益を保護し、公正で開かれた市政を推進することを目的としています。

昨年度の個人情報の開示請求・申出件数は表3（7ページ）のとおりです。平成19年度の90件と比べると14件の減少。住民票の交付請求書や病院などの診療に係る診療報酬明細書や火災調査書、救急車による搬送記録などの請求がありました。

表2 主な情報公開の請求	
請求の内容	決定区分
水質汚濁防止法の有害物質使用特定事業場一覧（事業所名、所在地、取扱有害物質名）	公開
前橋市議会第3回定例会（平成20年）意見書案第22号 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書	公開
平成20年1月1日から3月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件（※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く。）を対象とする、開発行為許可申請書（カガミ部分）・設計説明書・位置図・給排水計画図。個人情報（個人名・印影など）を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。	部分公開
次指定管理者の平成18年度および平成19年度の事業報告書 ①自転車等駐車場（6施設）および市営駐車場（7施設） ②中央児童遊園（るなばあく）	部分公開
平成20年8月から10月に支出した首長交際費に関する支出金調書、現金出納簿またはこれに類する文書	部分公開

表3 個人情報の開示などの件数						
区分	方法	件数	決定区分			
			開示	部分開示	非開示	取下げ
開示などの請求	開示	73	60	9	2	2
	訂正	0	0	0	0	0
	削除	0	0	0	0	0
	中止など	0	0	0	0	0
	小計	73	60	9	2	2
開示などの申出	開示	3	3	0	0	0
	訂正	0	0	0	0	0
	削除	0	0	0	0	0
	中止など	0	0	0	0	0
	小計	3	3	0	0	0
合 計		76	63	9	2	2

※「開示などの請求」は、前橋市個人情報保護条例が施行された平成10年以後の自己情報について開示などを受けようとする。 「開示などの申出」は、同条例が施行される以前の自己情報について開示などを受けようとする。

請求から公開（開示）まで

■受付（情報公開コーナー）

市役所2階情報公開コーナーに備え付けの行政情報公開請求書に必要事項を記入し、提出します。（郵送、ファクス、電子メールなどによる受け付けも行っています。）



■検討・決定（担当課）



原則として受け付けの日から15日以内に公開または非公開の決定をし、通知します。

■公開・部分公開・非公開

- 閲覧・写しの交付（情報公開コーナー）
- 不服申立て（情報公開コーナー）



部分公開・非公開の決定に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に実施機関に対して行政不服審査法の規定に基づく不服申立てができます。

諮問

審査会 実施機関

答申



市は、学識経験者で構成する前橋市情報公開審査会を開催。その意見を尊重して、不服申立てについての決定をします。

■不服申立てに対する決定

表1 情報公開の件数						
区分	方法	件数	決定区分			取下げ
			公開	部分公開	非公開	
公開の請求	閲覧	3	1	2	0	0
	写しの交付	100	34	50	13	3
	小計	103	35	52	13	3
公開の申出	閲覧	2	2	0	0	0
	写しの交付	24	3	15	6	0
	小計	26	5	15	6	0
合 計		129	40	67	19	3

※「公開の請求」は、前橋市情報公開条例が施行された平成10年以後の行政情報について公開を受けようとする。 「公開の申出」は、同条例が施行される以前の行政情報について公開を受けようとする。

情報公開・提供コーナー

市役所2階にある情報公開コーナーでは、情報公開に関する相談や行政情報の公開請求、個人情報の開示請求を受け付けています。

また、大胡・宮城・粕川・富士見の各支所にも情報提供コーナーを設置。市の刊行物の閲覧やまえばしネットの利用ができます。コピーが必要な人のために、1面10円のコイン式コピー機も設置してあります。